

国民健康保険税の

賦課限度額が変わります

地方税法の改正により、平成23年度から国民健康保険税の賦課限度額が変わります。

平成22年度	平成23年度から
基礎賦課分 限度額 50万円	基礎賦課分 限度額 51万円(1万円増)
後期高齢者支援金分 限度額 13万円	後期高齢者支援金分 限度額 14万円(1万円増)
介護分(40~64歳) 限度額 10万円	介護分(40~64歳) 限度額 12万円(2万円増)
合計限度額 73万円	合計限度額 77万円 (4万円増)

※賦課限度額とは、高所得世帯に負担が偏りすぎないように設けた上限の金額のことです。

問い合わせ先：住民課税務班 石川

各種健診の受診券等を発送しました

◆40歳以上74歳までの国保の方に

「特定健康診査受診券」

◆75歳以上で健診の申し込みをされた方に

「健康診査受診券」

◆がん検診の申し込みをされた方に

「がん検診受診券」を6月末にお送りしています。申し込みをしたのに受診券等が届いていない方は、健康づくり班まで連絡をお願いします。

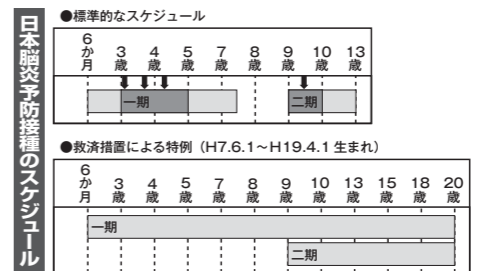
問い合わせ先：住民課健康づくり班 都築

日本脳炎の予防接種時期が

緩和されました

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例をきっかけに平成17年度から平成21年度まで、日本脳炎の予防接種の積極的な勧奨を差し控えてきましたが、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになってきています。

平成17年度から平成21年度の間、日本脳炎の予防接種の機会を逃した方々の救済措置として、平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた方も20歳になるまでの期間は、定期予防接種の対象となりました。これによりこれまで定期接種ができなかった、7歳半〜9歳未満、13歳以上20歳未満の方でも接種ができるようになります。



母子手帳等で接種履歴を確認のうえ、未接種の方はぜひ接種を受けましょう。

予診票を紛失された方は、ご連絡ください。

問い合わせ先：住民課健康づくり班 山中

大豊町健診タクシー制度

町内に住所と居住地のある方が、大杉中央病院、大田口医院、高橋医院において受診券・被保険者証を持参し、健康診査を受診した帰りの町内ハイヤー料金の一部を助成します。



助成区間は、医療機関から自宅までの帰りの片道区間、助成期間は7月1日から11月30日までです。

健診を受診して帰る際、院内受付にてタクシー利用助成券発行について申し出、医療機関に住所・氏名・受付印を記入・押印していただき、乗車時に、その助成券を運転手に提出してください。

タクシー料金の支払いは、助成券一枚につき500円をご負担ください。それ以上の金額については、町が助成します。

ただし、買い物など個人的な寄り道区間や待ち時間の料金は、500円に上乗せされて利用者負担となりますのでご注意ください。

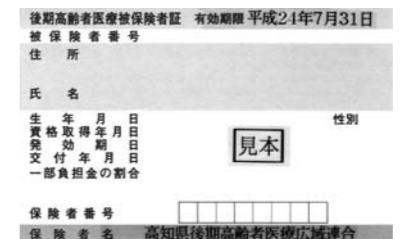
問い合わせ先：住民課保険窓口班 高樽

後期高齢者医療の被保険者の方へ

8月1日から後期高齢者医療被保険者証(保険証)が変わります。

新しい保険証は表面の色が「茶色」です。

8月からお使いいただく保険証は、7月下旬に役場から被保険者の皆さんへ郵送します。保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。



現在の保険証は有効期限が「平成23年7月31日」となっていますので、8月以降は使用できません。

【入院時の食事代等の減額制度について】
町・県民税非課税世帯に属する方は、申請により「限度額適用 標準負担額減額認定証」が交付されます。この証は、医療での入院時に、食事代等の負担が軽減される証です。

平成22年度に交付されている方で、平成23年度も引き続き交付対象となられる方には、保険証と一緒に減額認定証を郵送します。

を活用しています。

その森林環境税の課税期間が平成24年度末で満了することから、県では、今後の森林環境税のあり方について、県民の皆さんとともに考える座談会を次のとおり開催します。

一般参加の方も自由に傍聴いただけます。

【日時】7月22日(金) 午後6時30分〜8時30分

【場所】土佐町保健福祉センター

【内容】
第一部 森林環境税のこれまでの取り組み紹介
第二部 県民の方々の意見交換会
第三部 県民の方々と交えたワークショップ

問い合わせ先：高知県林業振興・環境部 林業環境政策課 木の文化担当

☎088-821-4586



健やか

誕生おめでとうございます
氏名 誕生日 性 保護者 住所
敬称略

安らかに

ご冥福をお祈りします
氏名 死亡日 性 享年 住所
敬称略

※個人情報保護法により割愛いたします

国民健康保険の被保険者の方へ

【入院時食事代の減額認定について】

住民税非課税世帯に属する方が入院された場合、申請により「標準負担額減額認定証」が交付されます。この証は、医療での入院時に、食事代の自己負担が減額される証です。申請を行うと、申請月の初日から有効となる認定証が交付されます。また、入院が90日を超えた場合、再度申請をすることでさらに減額となります。今交付されている認定証の有効期限は、平成23年7月31日です。対象となる世帯で更新が必要な方は、申請をしてください。

【入院時の自己負担限度額適用認定について】

国保加入者で70歳未満の方が入院された場合、申請により「限度額適用認定証」が交付されます。この証を医療機関に提示すれば、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。申請を行うと、申請

ひとり親家庭への医療費助成制度

ひとり親家庭、またはそれに準ずると認められる家庭の保護者と18歳までのお子さんの医療費を助成します。

対象は医療保険に加入している方で、世帯全員の所得税が非課税の方です。昨年、所得税課税世帯のため助成を受けられなかった方や、助成対象者であると思われるのに申請をされていない方は、新たに申請をしてください。

【申請に必要なもの】
・ 申請書および同意書
・ 印鑑
・ 健康保険証(対象者全員)

※このほか、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは福祉班へお問い合わせください。

問い合わせ先：住民課福祉班 杉本・上池

森環境税地域座談会開催のお知らせ

県では、平成15年度に全国で初めて森林環境税を導入し、森林環境の保全をはじめ、県民参加による森づくり活動や、森林環境教育、シラ被害対策などに同税